

豊見城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託仕様書

1. 業務名称

豊見城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務(豊見城市まち・ひと・しごと創生推進事業)

2. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月末まで

3. 業務目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業(以下「寄附見込企業」という。)に対し、豊見城市(以下「本市」という。)が掲げる事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

4. 業務内容

- (1) 寄附見込企業に対する本市の寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税の制度説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び本市に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業の関心を引くプロジェクトの企画・実施に係る協力や助言、情報提供等
- (4) 定期的な業務の進捗状況報告
- (5) 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ
- (6) 前各号のほか、本市の寄附獲得に資する支援

5. 業務委託料

成果報酬型: 寄附金額×受託料率(1円未満切り捨て)

- ※ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- ※ 受託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税及び地方消費税別)とする。
- ※ 寄附見込企業への働きかけに係る費用は、契約金額に含まれるものとする。
- ※ 支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6. 本業務委託にかかる令和6年度予算等の対応

- ※ 本市では複数のマッチング支援業者と契約締結することを想定している。
- ※ 想定以上の寄附が見込まれる場合、成果報酬金額が本業務予算額を超えることになるが、その対応については増額補正等も含め、双方協議の上で決定するものとする。

7. その他補足事項

- (1) 業務の詳細や工程等の管理については、本市と十分に協議すること。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面で本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務に関する資料等は、全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及びほかの目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、関係法令等を遵守し、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の履行にあたり知りえた情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行機関が満了した後も同様とする。
- (6) 本業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱特記仕様書に基づき適正に行うこと。
- (7) 豊見城市競争入札参加資格者登録名簿等の提供は行わない。
- (8) 寄附企業が市に対して寄附を行った後、市は速やかに受託者にその旨を伝え、受託者の請求書により、委託料の支払いを行うものとする。なお、市が当該請求書を受領した日の翌月末日(当日が休祝日の場合は翌営業日)までに支払う。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記仕様書

(特約及び法令等の遵守)

第1条 受託者は、個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成14年豊見城市条例第35条)、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成15年豊見城市規則第6号)その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用・提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事務従事者への周知)

第5条 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を徹底させるものとする。

(調査)

第6条 受託者は、この契約による事務を行うことに当たり取り扱っている個人情報の状況について、豊見城市の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第7条 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに豊見城市に報告し、豊見城市の指示に従うものとする。